

## 国際会計人材ネットワーク第4回シンポジウム パネルディスカッション

# 「国際的な会計基準の開発に関する 我が国からの意見発信の現状と課題」 ～IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」及び ディスカッション・ペーパー「企業結合—開 示、のれん及び減損」を題材に～

本パネルディスカッションでは、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「全般的な表示及び開示」の中から営業利益に関する部分及びディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」ののれんの償却の議論を題材とし、各セクターの代表者をパネリストとしてお招きし、意見交換を実施した。本稿は、その概要である。

### 【パネリスト】

- 鈴木理加氏（IASB 理事）
- 野崎邦夫氏（日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会企業会計部会長）
- 小倉加奈子氏（日本公認会計士協会 副会長）
- 熊谷五郎氏（日本証券アナリスト協会 企業会計部長）
- 園田周氏（金融庁 企画市場局企業開示課国際会計調整室長 兼 総合政策局総務課国際証券規制調整官、証券監督者国際機構（IOSCO）会計・監査・開示に関する委員会 議長）
- 川西安喜氏（ASBJ 副委員長）
- 司会：小賀坂敦氏（ASBJ 委員長）

## 1. はじめに

司会の小賀坂氏より、パネルディスカッションの趣旨として、シンポジウム冒頭の林田理事長の講演で示された問題意識のうち、我が国の意見を十分に国際的なルールに反映していくという目標についての成果が上がっているのかということに関して、IASBの公開草案「全般的な表示及び開示」の営業利益に関する論点及びディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」（以下「本ディスカッション・ペーパー」という。）ののれんの償却の論点を題材に、そのような成果が上がってきているのか、上げるために何をすべきかということについて議論したいという旨の説明が行われた。

その後、各パネリストより、自己紹介が行われ、それぞれが考える意見発信の成果について、以下のとおり、見解が述べられた。

- 地道な活動により、日本の考え方は、IASBに認知されるようになってきているものの、その

考え方が国際的な基準に入っているのかという観点からは、課題が残っているのではないか（川西氏）

- 我が国は、関係者間で連携を取りながらオールジャパンを意識して意見を発信しており、IASBも意見の内容を理解していると思われるが、IFRSに落とし込まれているか否かについては、もどかしい状態にある（野崎氏）
- 我が国の意見が必ずしもIASBの基準設定において受け入れられているわけではないと思うが、我が国の意見については高く評価するという声がIASBからも届いており、IFRSの高品質化に貢献できていると考えている（熊谷氏）
- 意見発信に際しては、情報を適時に把握して主張する必要があるが、この点はASBJやIASBの鈴木理事に感謝したい。このような状況の下で我が国からのワンボイスで発信をしていくという観点からも、情報発信ができているのではないかと考えている（小倉氏）
- IFRSの任意適用の積み上げなど実績が積み込まれていることにより、日本の意見も尊重されるようになってきていると感じている。過去

に比べて意見発信の質は明らかに高くなっていると感じており、また、日本からIASB関連の会議に受け身ではなく提案型で参加していくことができるようになってきていると思っている（園田氏）

また、鈴木氏からは、IASBに対してどのような意見発信が効果的であるかという点に関して、「IASBの基準開発は、急速に変化していく経済環境や、新たに生じる事実及び取引の問題に対応していく必要がある。世界市場の関係者が抱える問題を解決していくためには、日本市場の状況を踏まえながらも、世界市場の関係者の問題解決につながるフィードバックが、IFRSの高品質化に効果的である。」との説明が行われた。

## 2. 第1部 IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」

冒頭、鈴木氏より、スライドをもとに、IASB公開草案「全般的な表示及び開示」の概要について、説明が行われた。

## 基本財務諸表



**目的**

- 財務諸表におけるコミュニケーションの改善
- 損益計算書に含まれる情報に焦点をあてる

### 主な提案事項

- 1 定義された小計の損益計算書への追加表示を要求 (**営業損益の定義他**)
- 2 分解表示に関する要求事項を強化
- 3 経営者業績指標(MPM)に関する開示を要求

【鈴木氏】

- 本公開草案は、投資家からの強い要望に基づいて、特に純損益計算書に焦点を当てながら、財務諸表における情報の伝達の改善を行うことを目的としている。
- 営業利益の定義の提案は公開草案の主な提案事項の一つであり、損益計算書の区分や小計といった構造と、それぞれの区分に含まれる項目が同一業種内において企業ごとに異

なっており、投資家が財務業績を比較することが困難になっている問題に対処するためのものである。

- これは、現状の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、純損益計算書上、収益と当期純利益の表示のみが定められており、その他の小計が定められていないということが背景の 1 つとなっている。

### 損益計算書における小計 (非金融企業向け(性質別費用分析))

収益	347,000	営業
その他の収益	3,800	
完成品及び仕掛品在庫の増減	3,000	
費消した原材料	(146,000)	
従業員給付	(107,000)	
減価償却	(37,000)	
償却	(12,500)	
業務委託費及びその他の費用	(10,030)	
<b>営業利益</b>	<b>41,270</b>	
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分	(600)	
<b>営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用</b>	<b>40,670</b>	投資
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分	3,380	
配当収益	3,550	財務
<b>財務及び法人所得税前利益</b>	<b>47,600</b>	
財務活動から生じる費用	(3,800)	
年金負債及び引当金に係る割引の巻戻し	(3,000)	
税引前利益	40,800	
法人所得税	(7,200)	
当期純利益	33,600	

- IASB は、純損益計算書に表示される収益及び費用をスライド 3 右上に四角枠で記載されている 4 つのカテゴリーに区分することで、小計としての営業利益を定義し、また、すべての企業に対して、この営業利益を表示することを求めることを提案している。
- 営業の区分は、デフォルトとして間接的に定義される。すなわち、残余の区分として、他の区分に含まれていないすべての収益及び費用がこの区分に含まれていることになっている。
- 公開草案の策定の過程では、日本を含む利害

関係者より、営業利益を直接定義すべきというフィードバックを受けた。しかし、各企業の判断によって、営業利益に含まれる項目が異なるという状況が、実務上の問題を解決することにつながる可能性があるため、間接的に営業利益を定義するアプローチを採用した。

- このアプローチは、多様な事業モデルにおいて機能でき、また、定義に適合するかどうか、企業が判断する負担も減少できるため、結果的に企業間の比較可能性が高められると考えている。なお、本スライドは一般事業会社を

対象としたものとなっており、金融機関については、別途の提案を行っている。

続いて、川西氏より、IASBの公開草案に対して、ASBJから提出したコメントの内容について、説明が行われた。

#### 【川西氏】

- ASBJは、営業利益を残余とし、デフォルトとして定義する公開草案の提案について反対している。世界中で営業利益に有用性があるといわれているが、それが何であるのか直接定義できないのはおかしいと考えるためである。また、IASBは、公開草案の提案により比較可能性が向上するといっているが、公開草案の提案は、実態を無視して、とにかく一律に扱うといった意味で画一性を求めているのではないかと考えている。
- ASBJは、公開草案に対し、企業が主要な事業活動であると識別した活動に関連して純損益に認識した収益及び費用を営業利益とするという対案を示した。この提案によれば、企業が主要な事業活動をどのように考えるのかによって営業利益の範囲が変わるということになる。しかし、ASBJは、企業の実態を踏まえた小計こそが有用ではないかと考えた。
- また、公開草案が金融機関の純損益計算書の表示に関し別途の定めを置くことを提案している点についても、ASBJの提案する営業利益の定義に従って企業が判断すれば、あえて金融機関向けと非金融機関向けで分けなくてもよいのではないかと主張した。

続いて、各パネリストより、IASBの公開草案に対し、各業界から提出されたコメントの内容に関して、説明が行われた。

#### 【野崎氏】

- 経団連のコメントは財務諸表作成者の立場としてのものであるが、ASBJのコメントと大きな違いはなく、すべての企業に営業利益を

表示することを要求すること自体には賛成するものの、他の区分に分類されない残余として分類することについて同意しないとしている。

- 営業利益は企業の持続的な収益力を表す重要な指標であるにもかかわらず、公開草案の提案では営業損益そのものの定義や目的が示されておらず、企業経営及び企業の経営管理並びに利用者側の情報の有用性の観点からも有意義なものになっていないということが問題であると考えている。そのため、IASBが最低限の指針を示した上で、それぞれの企業がその事業活動や経営管理の実態に即して、自ら判断や説明を行うことが妥当であると考えている。
- IFRSは原則主義が基本であるはずだが、公開草案の提案は非常に細部にわたって画一的な取決めがなされているように感じている。本業の儲けである利益の内容については、個々の企業の実態に即して、企業が自ら説明することが、投資家とのコミュニケーションを促進させることになるのではないかと。このためには、ベースとなる原則的な定義がなされた営業利益に加え、企業自らの財務業績の理解に目的適合性のある経営者業績指標(MPM)を財務諸表の本表に追加することが必要であり、これらが投資家との非常に有効な対話のスタートラインになるのではないかと考えている。

#### 【熊谷氏】

- アナリスト協会も、ASBJ及び経団連と同様、営業利益を極めて重要な業績指標と考えることから残余区分でなく、積極的に定義することを提案している。ただし、営業利益の中のサステナブルな部分を重視し、営業区分を企業の主要な活動から生じた収益及び費用(ただし、通例でない収益及び費用を除く。)

と定義することを提案している。

- アナリスト協会としては、どんな企業であっても何らかの事業活動を行い、経済的、社会的な付加価値を生み出していることに鑑みると、企業が自分たちの主要な事業活動を積極的に定義できないはずはないと考えている。そのため、主要な事業活動の定義を企業経営者の判断に委ねることは企業の裁量が大きくなりすぎるという懸念は、必要以上に問題視する必要はないと考える。
- アナリスト協会は、比較可能性という意味でも、売上高営業利益率や、純資産営業利益率などについて、企業が自社の主要な事業から生じた利益を用いて比較することに意味があると考えている。
- なお、アナリスト協会は、主要な事業活動は連結グループを構成する会社ごとに判断することを提案している。親会社と子会社の主要な事業活動が異なる場合にはその双方が営業利益に含まれることが適切であり、それが財務諸表利用者にとって有用な情報提供をするのではないかと考えている。

#### 【小倉氏】

- 公認会計士協会は、重要な小計ということで営業損益の小計を設け、異なる企業間で比較可能であるようにするという公開草案の提案には賛成しているが、他の団体と同様に、営業利益を残余とすることには、反対している。
- ただし、ASBJ及び経団連とは異なり、主要な事業活動の決定についてマネジメントアプローチに基づくのではなく、IASBが主要な事業活動を判断する上での指標や説明を含む、ガイダンスを提供することを検討すべきと考えている。
- 公開草案では、主要な事業活動の概念が様々な箇所で見られているが、それに関する明

確な原則や、それを補足する一貫したガイダンスも設けられていない。しかし、すべての業種に共通する主要な事業活動を定義することは難しいため、製造業や金融サービスの場合における主要な事業活動を例示列挙的に示すことを提案している。

- また、企業の主要な事業活動から生じるものではないが、事業活動に付随して生じる収益及び費用を営業区分に含めて表示することに関するガイダンス及び持分法投資についても企業が各持分法投資の性質を踏まえ、企業の主要な事業活動の定義に従って営業区分又は投資区分に分類する要求事項を設けるべきと考えている。

#### 【園田氏】

- 金融庁からは、一般的に基準設定プロセスの独立性を尊重する観点からコメント・レターは出していない。ただし、IASBには別途本プロジェクト及び次ののれんの償却に関して日本の関係者は高い関心と懸念があるので、しっかり意見を聞いてほしいということ伝えていた。
- 自分が議長を務めるIOSCOでは、エンフォースメント当局としてIASBにコメントすることが通常である。基本財務諸表では、定義がしっかり定められていないと規制当局としてエンフォースメントがしづらいということもあり、おおむね、公開草案の内容に賛成したコメントを出している。しかし、営業損益を直接的に定義せず、残余とすることに懸念を示すメンバーもおり、営業損益を明確に定義しないことで、営業カテゴリー以外の処理次第で営業損益が左右され、企業側にどう処理するかプレッシャーがかかってしまうため、直接的に定義しておくことでこのような問題が解消できるという意見もあった。

続いて、鈴木氏より、営業利益の表示について、IASBに寄せられたコメントの状況に関して、以下のとおり、説明が行われた。

#### 【鈴木氏】

- 公開草案では、営業利益の定義の提案について、質問1「すべての企業が純損益計算書において営業利益について小計を表示すること」と、質問2「企業が他の区分に分類されないすべての収益及び費用を営業区分に分類すること」に区分し、フィードバックを求めた。
- 質問1は、すべての地域と利害関係者のほとんどが同意しており、特に投資家は、この質問にすべて同意している。これは、営業利益が純損益計算書において、投資家により有用な情報を提供する重要な指標であることや、企業価値の将来予測分析の起点としても、非常に重要であるということが同意の理由となっている。
- 質問2は、多くの投資家と利害関係者が同意している一方、日本をはじめとして一部の利害関係者からは、不同意であるとのフィードバックを受けている。
- 同意の理由は、企業経営者が主要な事業活動の定義の合致について判断する余地を減らすことより一貫性のある効果をもたらす実務上の負担も少ない点、基準の要求事項の適用が容易である点、投資家からの理解が得やすい点、他の区分がデフォルトになることを回避したい点などが挙げられている。
- 一方、不同意の理由は、通例でない収益及び費用、損益の変動要因となる収益及び費用及び一部の主要な事業活動から生じていない収益及び費用が営業区分に含まれてしまうことを懸念する点や、公開草案の提案では純損益計算書に営業利益として企業経営者が使用する指標を直接示せない点若しくは営業利益以外の異なる名称を用いて示さざるを得なくな

る点などが挙げられている。

- なお、公開草案の代替案として、主要な事業活動の定義を用いて営業利益を定義づけることが考えられるのではないかとフィードバックを受けている。

上記の説明後、意見交換の時間が設けられ、野崎氏から鈴木氏に対して、以下の質問が行われるとともに、鈴木氏より回答があった。

#### 【野崎氏】

- 鈴木氏のご説明によると、欧州の利害関係者、特に利用者が営業利益を残余とすることについて同意しているということで日本とかなり異なった状況にあるようである。
- これについて、比較可能性と画一性のバランスが議論となると考えるがどうか。これについて、IFRSは、財務報告であることから、投資家が主役であるという意識が強いと考えるべきなのか。現在ではサステナビリティの言葉に象徴されるように、多様なステークホルダーの考え方を総合して企業価値を高める方向に動いていると考えるが、他の国の状況についてどのように感じているかご教示いただきたい。

#### 【鈴木氏】

- 今回のプロジェクトは投資家からの懸念に対処することから始まったが、欧州を中心として、投資家だけでなく、企業の方も含め、営業利益に関する提案に賛同している。
- 海外においても、営業利益を直接定義できることが望ましいという考えは存在する。ただし、最終的に、次の2つの理由により、投資家だけでなく、企業の方もIASBが提案する営業区分をデフォルトの区分とする定義が望ましいと考えた。
- 1つは、営業利益という小計を多くの企業が利用し、投資家とコミュニケーションを

取っているが、営業区分の中に含まれる項目が企業によって異なるため、財務諸表の注記を参照しても、投資家が他社比較のための数値が作れないことである。そのため、投資家はその数値の違いを理解できない状態のまま、他社比較を行うこととなっており、このことは、財務業績を説明する企業経営者側としても、懸念となっている。

- もう1つは、多様な事業を営んでいる企業がどの項目を営業区分に含めるかに関する判断の困難性と、どの項目を営業区分に含めて定義しても、各社の考えが異なるため、定義の適用が実務的な負担となり、一貫した分析の

出発点となる情報を提供するという目的は、達成されないのではないかと懸念である。

- なお、投資家及び企業の方の双方からデジタル報告などの進展により現状の企業独自の判断による、異なる定義を持つ営業利益ではなくて、一貫した分析の出発点を設けることが必要だという言及もあった。

第1部の最後に、鈴木氏より、今後のIASBにおける本プロジェクトの進め方について、スライド4を用いて、説明が行われた。

## 2021年3月以降の進め方 (段階的なアプローチ(小計と区分の例))

	収益	347,000	
	その他の収益	3,800	
	完成品及び仕掛品在庫の増減	3,000	
	費消した原材料	(146,000)	
	従業員給付	(107,000)	
	減価償却	(37,000)	
	償却	(12,500)	
	業務委託費及びその他の費用	(10,030)	
一旦先行審議予定	営業利益	41,270	一旦先行審議予定 仮置き? → 営業
	不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分	(600)	不可分の関連会社及び共同支配企業
別途後日審議予定	営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用	40,670	投資
	不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分	3,380	
	配当収益	3,550	
別途後日審議予定	財務及び法人所得税前利益	47,600	財務
	財務活動から生じる費用	(3,800)	
	年金負債及び引当金に係る割引の巻戻し	(3,000)	
	税引前利益	40,800	
	法人所得税	(7,200)	
	当期純利益	33,600	

### 【鈴木氏】

- 本プロジェクトは基本財務諸表の非常に重要な事項に関する修正の話であり、市場における利害関係者のコミュニケーションや企業実務そのものに重大な影響を与えるものと認識しているので、慎重な検討をしていくこととしている。
- まず、公開草案の目的となっている純損益計算書に焦点を当てながら、財務諸表における

情報の伝達を改善することや、これに繋がる大きな提案のポイントのうち、賛同するフィードバックが多いものについて、公開草案の提案内容を仮置きできるか、審議を行う。

- 例えば、スライド4にある営業利益の表示を要求すること及び営業区分を残余としてデフォルトの区分と定義することの2点は、公開草案の目的につながる提案であって、その

ことを多く支持いただけているという事実を踏まえて、仮置き の 暫定決定ができた場合、仮置きした内容を前提として審議を重ねる。

- その後、仮置きした内容を前提として、詳細な論点や、改めて議論を重ねる必要がある論点、例えば投資及び財務区分並びに主要な事業活動の定義といった詳細な論点や不同意も非常に多かった不可分、可分の関連会社及びジョイントベンチャーの持分の表示について時間をかけて別途審議を行う段階的な検討方法を用いることを考えている。
- 最後に仮置きしている論点が適切なのかどう

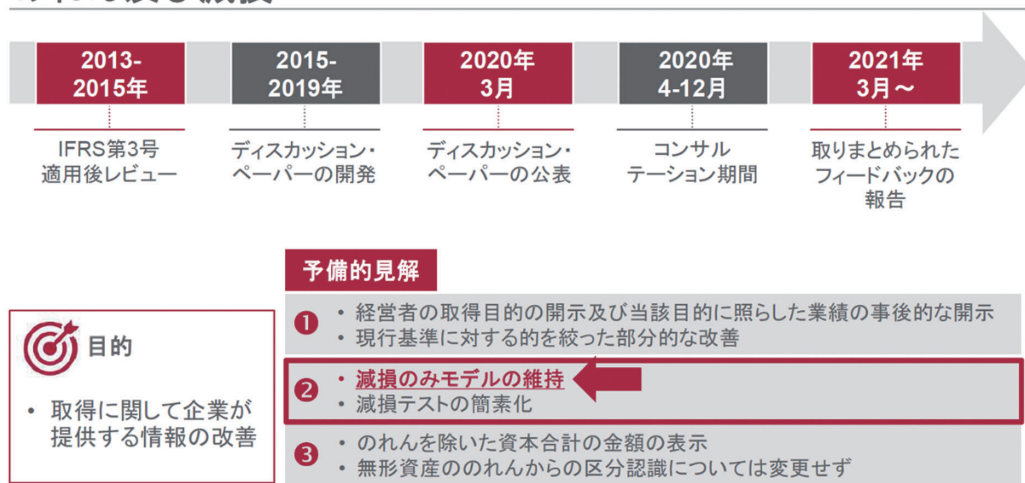
かについて、最終確認の審議を別途行う。

- また、進捗に合わせて、日本を含む各国からのフィードバックを受けながら、短くとも今年1年を通じて、この審議を続けていく予定である。

### 3. 第2部 IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」

最初に、鈴木氏より、本ディスカッション・ペーパーの概要について、説明が行われた。

## のれん及び減損



5 | IFRS

#### 【鈴木氏】




- 本ディスカッション・ペーパーは2020年3月に公表したものであり、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの結果を受けて開始されたプロジェクトに関するIASBの予備的見解をまとめた文書である。
- 当該プロジェクトは、企業結合に関するより有用な情報を合理的なコストで投資家に提供

できるように改善することを目的としている。

- スライド5の①～③の論点は相互に関連しており、IASBの予備的見解を包括的に実務に取り入れたときにプロジェクトの目的が達成できるかがポイントになっている。第2部で取り上げているのれんの会計処理は②で議論されている。



## のれんの会計処理の改善

論点	IASBによる調査
<p> のれんの減損損失の認識タイミングが遅すぎる</p> <p>その理由は：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュ・フローの見積りが楽観的過ぎる</li> <li>・ヘッドルームのシールドング効果により減損を逃れている</li> </ul>	<p><b>A</b> 減損テストの有効性を高めることができるか？</p> <p><b>B</b> のれんは償却すべきか？ </p> <p><b>C</b> 減損テストは簡素化できるか？</p>
<p> 減損テストは複雑でコストがかかる</p>	

6 | 

- のれんの会計処理について、IASBはこれまでに、「減損損失の認識タイミングが遅すぎる」、「減損テストは複雑でコストがかかる」というフィードバックを受けている。
- 「減損損失の認識タイミングが遅すぎる」とのフィードバックについて、本ディスカッション・ペーパーでは、過度に楽観的なキャッシュ・フローの見積りと、減損テスト

でのれんを直接テストできないことによるシールドング効果の2つの理由を説明している。

- このうち、前者の理由に関しては、実務の運用で対応すべきでものであり、現行基準の修正は不要としている。後者の理由への対応に関しては、スライド7で説明する。

## 減損テストの有効性の改善の可能性

IASBの予備的見解		
<p>代替的な減損テストは実行可能ではない</p>	<p>減損テストはのれんの直接評価は意図していない</p>	<p>開示による解決</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社にとって合理的なコストの範囲内でのれんの減損テストの有効性を大幅に改善することはできない</li> <li>・ のれんは他の資産とともに減損テストを行う必要があるため、シールドング効果を排除することはできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損テストの結果が取得の成果を示すとは限らないが、それが減損テストの失敗を示すとは言えない</li> <li>・ 適切な減損テストの運用の結果は、資金生成単位の帳簿価額が全体として回収可能であることを担保する</li> </ul>	<p>ディスカッション・ペーパーで提示されている開示要求は、取得の成果に関して投資者が必要とする情報を提供する可能性がある</p>

7 | 

- IASBは減損テストでのれんを直接テストできない問題への対応も検討したが、本ディスカッション・ペーパーでは、次の理由から現行の減損テストの抜本的な変更はしないことを提案した。
  - ▶減損テストにおいてのれんを直接テストできず他の資産とともにテストを行う点について、IASBはヘッドルームアプローチなどの代替的な方法を検討したが、合理的な

コストで減損テストの有効性を大幅に改善することは難しいこと。

- ▶減損テストにより、資金生成単位の帳簿価額が全体として回収可能であることを担保できると考えられたこと。
- ▶別に提案している開示要求の改善により、企業結合の成果に関する情報を投資家に提供できること。

### のれんの償却の再導入か、減損テストのみか(1/2)

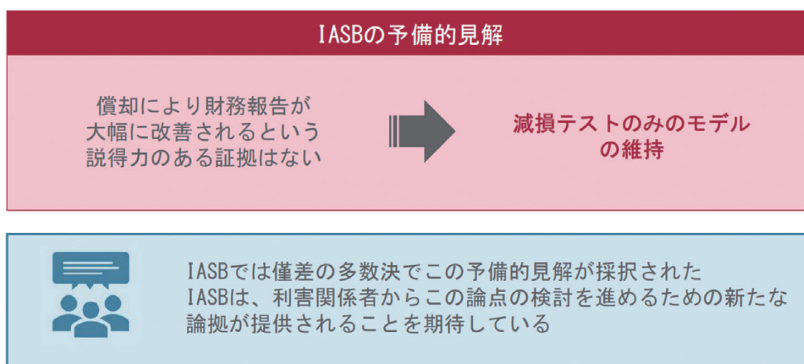
のれんの償却の再導入を支持する利害関係者の意見	減損テストのみのモデルの維持を支持する利害関係者の意見
のれんは過大計上されており、経営者の説明責任が問われていない	減損テストのみのモデルは、投資者に有用な確認情報を提供する
償却は容易であり、取得したのれんを直接対象としている	償却は恣意的で、多くの投資者は考慮していない
減損テストは、IASBの意図した通りに機能していない	適切に運用されれば、減損テストはIASBが意図した通りに機能し、一つの事業に含まれるのれん及びその他の資産が、資産グループとして過大計上されていないことが確かめられる
のれんは減耗性資産である。償却はのれんの費消を示す唯一の方法である	のれんの経済的利益は無期限に存続するため、のれんは減耗性資産ではない
償却により、結果的に減損テストの適用が容易かつ低コストになる	特に最初の数年間は、のれんの償却により減損テストのコストが大幅に節減されることはない

8 | IFRS

- 減損テストの改善を行うことが困難である状況を踏まえ、IASBは、のれんの償却の再導入の可否について検討した。スライド8は、

IASBが予備的見解を採択する過程で参照した利害関係者からのフィードバックである。

### のれんの償却の再導入か、減損テストのみか(2/2)



9 | IFRS

- IASB は、償却を再導入しても財務報告が大幅に改善されるという説得力のある証拠はないとする予備的見解を採択した。
- 予備的見解の採択が僅差の多数決であり、利害関係者のフィードバックも拮抗していることから、本ディスカッション・ペーパーでは、双方の意見を示したうえで、これまでの審議で検討されていない新たな証拠や論拠を求めている。

続いて、川西氏より、本ディスカッション・ペーパーに対して、ASBJ から IASB に提出したコメントの概要について、説明が行われた。

#### 【川西氏】

- ASBJ のコメントでは、まず、日本ののれんの償却に関する従来の考え方について、3 点、再確認した。すなわち、①のれんは企業結合の対価の支払いと交換に獲得されたものであること、②のれんは耐用年数が有限の減耗性の資産であること、③償却はのれんの費消を反映するものであり、企業結合後に稼得する収益に対してコストを償却費用として当期純利益に反映させることで、有用な情報を提供すること、である。
- そのうえで、減損損失の認識が少なすぎる、遅すぎるという問題（「too little, too late」の問題）を減損テストの改善だけで解決できないと IASB が認めていることを踏まえて、ASBJ は、のれんの償却はこの問題の解決に役立つことを指摘し、のれんの償却の再導入を主張した。
- なお、ASBJ のコメントは従来と異なり、非償却を支持する意見に対する反論も追加している。

続いて、各パネリストより、本ディスカッション・ペーパーに対し、各団体から提出されたコメントの内容に関して、説明が行われた。

#### 【野崎氏】

- 経団連は、一貫してのれんを償却すべきであるとの立場をとっている。IASB の「のれんの償却を再導入すべきでない」という提案については、この提案が大きな問題となっている「“too little, too late” の問題」の解決につながらないため、強く反対している。
- のれんは事業を取得するために生じたコストである。そのため、取得した設備投資と同様に会計処理を行うべきであり、のれんの償却費用を適切に配分することで、M&A 後の企業の純利益が適切に財務諸表に反映できると考えている。
- M&A は事業の最適化のために企業経営に必要な行為であるが、経営者がリスクとベネフィットの均衡点を冷静に見積って意思決定する規律が必要であり、企業の持続的成長のためにのれんの償却の再導入が不可欠と考えている。
- IFRS や米国会計基準が減損のみアプローチに移行してから、のれんの残高が大幅に増加しており、のれんの適時適切な額の費用化を行うため、償却の再導入の必要性が高まっていると感じている。

#### 【熊谷氏】

- アナリスト協会は、のれんの会計処理について、ASBJ や経団連と同様、規則的償却+減損アプローチを支持しており、開示の改善と減損のみアプローチの維持を組み合わせる IASB の提案では、「too little, too late」の問題）に対処できないのではないかという強い懸念を抱いている。
- 利益情報とキャッシュ・フロー情報について、投資家によっていずれを重視するかに違いがあり、またそれらの情報の使い方も投資家によって様々である。しかし、いずれの情報も重要であり、「償却費は足し戻すので、

償却に情報価値がない」ということはない。経営者が投資の回収期間の計画に基づき決定する償却期間は投資家にとって有用な情報になると考えている。

- また、償却+減損のアプローチは、のれんの投資回収期間が示唆されることに加え、償却、減損という非貨幣的支出を調整することでキャッシュ・フロー情報を得ることもできる。そのため、償却+減損のアプローチの方が、減損のみのアプローチに比べて、より多くの投資家の情報ニーズに対応することになると考えている。
- なお、本ディスカッション・ペーパーが提案する企業結合後の業績に関する開示については、企業結合に関する開示の強化が必要と考えており支持するが、これとのれんの会計処理の改善とは分けて考えている。

#### 【小倉氏】

- 公認会計士協会は、償却+減損のアプローチを再導入すべきという考えである。
- 現行のIAS第36号「資産の減損」に基づくのれんの減損テストにはシールドディングという構造的な欠陥があり、これが「“too little, too late”の問題」につながっている。すなわち、のれんの帳簿価額が増加し、会計上の見積りの結果に依存するのれんの減損テストの財務諸表に与える影響が非常に大きくなっている。これにより、財務情報の目的適合性に対する懸念だけでなく、のれんの減損テストに関する監査リスクが増大している。
- 「“too little, too late”の問題」については、開示の改善のみで解決できないため、のれんの事後の会計処理の改善を通じて対処すべきと考えている。
- IASBは、IAS第36号ののれんの減損テストのアプローチの改善策を検討し、その有効性を改善することが実行可能でない、と結論

づけたが、この結論は、のれんの会計処理の議論における新たな証拠の1つであり、のれんの償却の再導入のほかに、「“too little, too late”の問題」に対処し得る現実的な選択肢がないことを示唆している。

- この点、償却+減損のアプローチは、のれんの減損テストの構造的な欠陥に直接対処するものでないが、減損損失が適時に認識されないことに起因して生じる問題は緩和できるため、効果的なアプローチであると考えている。

#### 【園田氏】

- 金融庁は、資本市場だけでなく金融安定に責任を持つ当局としての立場から、のれんに関心を持っている。我々も「“too little, too late”の問題」を意識しており、のれんの減損が急に生じ、金融安定に影響を与える可能性がある点で、非常にこの問題を重要視している。
- 私がIOSCO内の委員会の議長に就任した2年半前には、IOSCOのメンバーの間で「“too little, too late”の問題」の理解が乏しい状況だったが、現在は、この問題が十分に認識されている。これは、その間、海外でのれんに関する不適切な事案が発生した影響もあるが、日本の市場関係者が様々な場面で行った意見発信の取組みが奏功したことも大きいと考えられる。
- 償却を再導入するかどうかについてIOSCOのメンバーの間では意見が割れている状況にある。このうち、現行の減損のみアプローチを支持するメンバーも、変更コストなどを理由にアプローチの変更を行うには至らないものの、現行のアプローチを維持することでよいとは考えておらず、開示の拡充など何らかの改善は必要と考えている。
- IOSCOはIASBだけでなく米国財務会計基

準審議会（FASB）の動向も注視しており、IASB と FASB の議論の整合性が維持・強化されるよう、両者の密接な連携を促す声明を本年 2 月 25 日に公表した。

続いて、鈴木氏より、現在、IASB では本ディスカッション・ペーパーに対して寄せられたコメントについて分析の途上にあると断ったうえで、本シンポジウム開催日現在確認できている範囲の分析結果について、以下のとおり、説明が行われた。

#### 【鈴木氏】

- ほとんどすべての回答で、減損テストの有効性を合理的なコストで大幅に改善することは困難であると指摘されていた。このうちの多数の回答者は、資金生成単位の見直しなどの改善の可能性に触れていたが、それ以上の改善は困難であると考えていた。
- 減損のみアプローチと償却の再導入のいずれを支持するかについて、回答者の見解は依然として分かれており、それぞれを支持する論拠は以前から大きく変わっていない。新たな論拠としては、のれんの残高の増加に対する国際的な懸念が深まっていること、減損テストの実施にあたって実務的な困難が生じていることなどがあった。
- FASB とのコンバージェンスについて、この件に言及した回答者は、コンバージェンスの維持を期待するコメントを行いながら自身の主張をコンバージェンスを理由に変更することはしないと回答しており、対応が難しいとの印象を持っている。

上記の説明後、パネリスト間で、以下のとおり意見交換が行われた。

#### 【野崎氏】

- 経営者は、のれんが減耗する性質を考えると、償却を再導入しないと経営がゆがめられ

ると考えている。また、現行基準の下では個々の企業の損益の振れ幅が大きい状況にあり、これがリーマンショックのような事象をきっかけに市場全体の振れ幅を非常に大きくする懸念があり、この懸念から償却の再導入を支持する経営者もいると考える。

- これに対して、現在、行われている議論は現状維持のバイアスがかかっているように感じられるが、議論の方向性を変えるためのアイデアがあればお聞きしたい。

#### 【鈴木氏】

- 減損のみアプローチを支持している人も、過大になっているのれんの帳簿価額への対処が必要と思っている一方で、現行のアプローチの変更には抵抗感もある。このため、償却を再導入するのであれば、それにふさわしい新たな証拠が必要と考えており、IASB は寄せられたコメントを分析し、慎重に議論していくことを考えている。
- 日本では、すべての利害関係者グループが償却の再導入を支持している。この点、日本は IFRS 基準の下での減損のみアプローチと日本基準の下での償却の実務が並存しているため、IASB は、のれんの償却の実行可能性とその情報の有用性に関して、日本からの意見発信に高い関心を有している。
- ドイツは、日本と同様に、投資家を含めすべての関係者グループが償却の再導入を支持している。この事情についてドイツ出身の IASB 理事は、ドイツでは IFRS と米国会計基準との間のコンバージェンスへの関心が非常に高いとし、その背景として「のれんの会計処理が IFRS と米国会計基準との間で異なると、買収価格だけでなく企業行動や意思決定にも影響を与え、企業結合による事業拡大の機会を失ってしまう懸念があるためではないか。」と説明していた。

#### 【園田氏】

- 減損のみアプローチを支持する関係者も現状を良しとしているわけではなく、適切な償却期間が分からないため消極的に減損のみアプローチを支持しているケースもあると考えられる。投資回収期間は、企業結合時に経営陣が感覚的に有しているはずといった反論も考えられるため、償却の方向に議論を進めるためには、償却期間など重要な論点に関する理論武装をオールジャパンで行い、同様の意見を持つ他国と連携していくことが有用ではないかと考えている。

第2部の締めくくりとして、鈴木氏より、今後のIASBにおける議論の進め方について説明が行われた。

#### 【鈴木氏】

- 本プロジェクトは、基本財務諸表プロジェクトと同様、市場関係者に甚大な影響を与える課題であるため、慎重な検討が必要であると考えている。
- 対応するFASBのプロジェクトは、現在、IASBより先行しているため、本ディスカッション・ペーパーでフィードバックを求めている部分の審議についても参考にしたいと考えている。
- IASBボード会議では、本ディスカッション・ペーパーに寄せられたフィードバック等の報告を行ったうえで個別の論点の審議を開始するが、当該審議は、本年初夏から本年後半にわたって行うことを想定している。

## 4. 受講者から寄せられた意見等の紹介

小賀坂氏より、同シンポジウムの受講者から寄せられた意見等の紹介が行われた。

主な意見等は、以下のとおりである。

#### (第1部 基本財務諸表関連)

- 日本の意見が少数意見となってしまうのは、文化的な差異や過去の経緯によるものなのか。
- 営業利益の議論は、欧州の投資家の意見に寄りすぎているのではないかと。
- 今後の再審議においては、多数決の論理だけで進めないでほしい。

#### (第2部 のれん関連)

- IASBのディスカッション・ペーパーでは開示の大きな改訂が提案されているが、まず、会計処理から議論を行うべきではないかと。
- のれんは減耗性資産ではないかと。
- のれんの過大な増加が、いずれかのタイミングで大きなショックをもたらしてしまうのではないかと。

#### (その他)

- 意見発信力の重要性が理解できた。
- 我が国の意見発信を担う人材が、将来、十分に育っていくのか。

続いて、第1部、第2部双方に関連する内容として、「IASBとFASBのコンバージェンスは維持されていくのか」という意見が多く寄せられたことから、FASBにおける両プロジェクトの状況について、川西氏から以下のとおり、説明が行われた。

#### 【川西氏】

##### (基本財務諸表)

- FASBにおいて、本件を正面から取り上げるプロジェクトは、現在、稼働していない。そのため、IASB側のプロジェクトが確定すると、財務諸表の見た目が大きく違うことになる可能性があるかと理解している。

##### (のれん)

- FASBでは数年前に非公開の営利企業と非営利企業に設けられた償却のオプションを公開の営利企業にまで拡大するかどうかの観点で

検討が開始された。現在は、公開の営利企業について償却を行うもののオプションとしないとの方向性で議論が進んでおり、償却年数等の具体的な課題が議論されている。

- 米国の議論で特徴的な点の 1 つが、関係者のほとんどから、減損のみアプローチのコストが過大であるとの問題が指摘されている点である。
- 公開草案が公表されていない段階にあるため、成案になるとしても、企業が適用するまでにはしばらく時間がかかるものと考えられる。

続いて、鈴木氏より、IASB と FASB のコンバージェンス等に係る IASB における考え方について、以下のとおり紹介された。

#### 【鈴木氏】

- 基本財務諸表については、もともと出発点が異なっていると思われるが、今後の議論を行ううえで、有用な情報をどのように届けるかを考えたとき、IASB としてどのような考え方で進めるべきかどうか、慎重に検討すべきと考えている。
- のれんについては、IASB は IOSCO から声明が出ていることを認識しており、コンバージェンスを維持することのベネフィットや維持できない場合に被るデメリットを考慮しながら検討を行いたいと考えている。

FASB との間では、これまでも双方の理事のレベルとスタッフのレベルで、互いのプロジェクトの進捗をアップデートしてきており、今後も継続したいと考えている。

## 5. おわりに

最後に本日のまとめとして、小賀坂氏より、以下の説明が行われた。

#### 【小賀坂氏】

- 国際的な意見発信にあたっては、発信すべき内容が理論的で受け入れられる内容でなければならぬため、まず、日本国内において、意見をまとめあげていくことの重要性を再認識した。
- 意見発信できる人材の育成は、大変難しい問題であるが、鈴木氏のような人材が IASB のボードメンバーとして参画していることで、リアルタイムに国内でも議論ができ、また IASB に日本の意見を伝えるうえで、非常に重要と考えている。
- 国際的に意見発信できる人材が増えていくことが、日本の将来にとって非常に大切であることから、FASB/ASBJ としては、皆様方にご協力をいただきながら、国際会計人材ネットワーク等を通じて、引き続き、人材育成に取り組んでいきたいと考えている。



(上段左より、小賀坂氏、園田氏、鈴木氏。中段左より、野崎氏、川西氏、熊谷氏。下段小倉氏)